

平成 30 年 5 月 31 日
消費者庁食品表示企画課

健康増進法施行令第 3 条第 2 号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正(案)に関する意見募集

1 意見募集の対象

健康増進法施行令第 3 条第 2 号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正(案)

(告示(案)については、以下の URL を御参照ください。)

<http://search.e>

gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080043&Mode=0

2 意見募集の趣旨

乳児用液体ミルクについては、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点的取組事項について」及び「女性活躍加速のための重点方針 2017」において、母乳の代替としての新たな選択肢となり得る乳児用液体ミルクの普及実現に向けた取組を推進する必要があるとされています。

乳及び乳製品については、厚生労働省が所管する「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」(以下「乳等省令」という。)により、その規格基準が定められています。乳等省令により、乳幼児を対象とする食品として粉末状の「調製粉乳」が定義されていますが、新たに液体状の「調製液状乳」の規格基準を設定することについて、平成 30 年 3 月 12 日に開催された厚生労働省薬事・食品衛生審議会器具容器包装・乳肉水産食品合同部会等で議論されているところです。

一方で、販売に供する食品に特別の用途を表示するためには、健康増進法第 26 条の規定に基づき、消費者庁が所管する特別用途食品の表示許可を取得する必要があります。しかしながら、乳児用液体ミルクについては、母乳代替食品としての用に適する旨を表示するための特別用途食品の許可基準が設定されていない状況にあります。そのため、消費者庁では、平成 30 年 5 月 15 日に「特別用途食品の許可等に関する委員会」(以下「委員会」という。)を開催し、乳児用液体ミルクの許可基準等について議論いたしました。

特別用途食品の許可区分、項目及び健康増進法第 26 条第 4 項(同法第 29 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に納める手数料の額については、健康増進法施行令(平成 14 年政令第 361 号)第 3 条第 2 号の規定に基づき定められているため、委員会での議論及び乳等省令の改正方針等を踏まえ、健康増進法施行令第 3 条第 2 号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額を一部改正する案を作成いたしました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

なお、本改正案の概要は、早急に国民の皆様から御意見を伺うためにお示しするものであり、今後、国民の皆様から頂いた情報・意見を踏まえ、内容を検討の上、告示を改正する予定です。

3 意見募集期間

平成30年5月31日（木）から平成30年7月2日（月）まで
（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- 【1】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【2】 職業（法人その他の団体にあつては業種）〔任意〕
- 【3】 住所
- 【4】 電話番号
- 【5】 電子メールアドレス（お持ちの場合）
- 【6】 御意見及びその理由

（1）電子メールの場合

E-mail：i.shokuhin5@caa.go.jp 宛て

* 電子メール件名を「健康増進法施行令第3条第2号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正(案)に関する意見について」としてください。

（2）FAXの場合

FAX 番号：03-3507-9292 消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て

* 表題を「健康増進法施行令第3条第2号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正(案)に関する意見について」としてください。

（3）郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

消費者庁食品表示企画課 意見募集担当宛て

* 封筒表面に「健康増進法施行令第3条第2号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額の一部改正(案)に関する意見について」と朱書きしてください。

5 注意事項

○ お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- 電子メールでの御意見は、テキスト形式の電子メールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

(担当) 消費者庁食品表示企画課
芳賀、宇野
TEL : 03-3507-9222 (直通)
FAX : 03-3507-9292